

手続きに関する解説

高圧ガス保安統括者及び高圧ガス保安統括者代理者

《関係法令》法第 27 条の 2、第 33 条、一般則第 64 条、67 条、78 条
液石則 62 条、65 条、76 条

1 説明

第一種製造者（冷凍事業所を除く）や第二種製造者*（冷凍事業所を除く）は、事業所ごとに保安統括者を選任しなければなりません。

*選任の必要がある第二種製造者

可燃性ガスの液化ガス又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを設置する第二種製造者であって処理能力が 30 m³以上 100 m³未満の処理設備を設置する者

2 代理者の選任、資格要件、様式など

| | 選任区分 | 資格要件 |
|-------|--|--------------|
| 保安統括者 | 事業所ごとに 正 1名 | 資格不要 |
| | 代理人 1名 | 事業実施を統括管理する者 |
| | 選任不要の場合 | |
| | ・保安監督者を選任する場合等（一般則第 64 条第 2 項、液石則第 62 条第 2 項） 保安監督者の選任要件は、その他の様式「保安監督者届書」の「手続きに関する解説」を参照してください。 | |
| 様式 | 高圧ガス保安統括者届書 一般則...様式第 3 3、液石則...様式第 3 2 高圧ガス保安統括者代理者届書 一般則...様式第 3 7、液石則...様式第 3 6 | |

3 届出時期

選解任後遅滞なく提出してください。

4 手数料

なし。

5 代理者

保安統括者が、旅行、疾病その他の事故等により実際に現場において職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめ代理者を選任する必要がある

あります。

なお、保安統括者の代理者の選任・解任については、届出が必要です。

6 記入例

「別紙 記入例」のとおり。